

「国内外貨建債券取引約款」の新旧対照表

(下線部は変更部分)

旧	新
<p>(受渡期日) 第 2 条 受渡期日はお客様が当社と別途取り決めている場合を除き、約定日から起算して<u>4</u>営業日目とします。</p>	<p>(受渡期日) 第 2 条 受渡期日はお客様が当社と別途取り決めている場合を除き、約定日から起算して<u>3</u>営業日目とします。 (2020.07 改)</p>